

議案第 6 5 号

瑞穂町国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町国民健康保険条例の一部を改正する条例

瑞穂町国民健康保険条例（昭和 4 0 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に、「を 1 0 万円以下の過料に処する」を「に対し、1 0 万円以下の過料を科する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

瑞穂町国民健康保険条例 新旧対照表

新	旧
目次 略 第1章から第7章 略 第8章 罰則 第17条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした</u> _____ _____場合において は、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 第18条から第20条 略 附 則 (施行期日) 1 この条例は、<u>令和6年12月2日から施行する。</u> (適用区分) 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	目次 略 第1章から第7章 略 第8章 罰則 第17条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合において</u> _____は、その者を<u>10万円以下の過料に処する</u> _____。 第18条から第20条 略